

議案第33号

寒川町個人情報保護条例の一部改正について

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月21日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例

寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法<u>第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法<u>第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>～略～</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</u></p>